

令和2年3月18日
会長専決処分により決定

いちご一会とちぎ国体下野市施設整備基本計画

1 目的

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 基本事項

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体及びその他関係機関・団体等と協議のうえ、既存施設の有効活用に努めるとともに、仮設等での対応を含め、計画的かつ効率的に整備する。

(2) 練習会場の整備

練習会場は、県、競技団体及びその他関係機関・団体等と協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技会場の運営に係る役員控室、観客席、案内所、休憩所等の臨時仮設物については、県、競技団体その他関係機関・団体等と協議のうえ整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

接待所、仮設トイレ等を整備する場合において、仮設給排水施設が必要な場合は、施設管理者等と協議のうえ整備する。